

本川水系本川を特定都市河川に指定します ～中国地方初となる特定都市河川に指定～

広島県では、令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和4年7月25日に、竹原市を流れる二級河川本川水系本川^{ほんかわ}について、特定都市河川に指定します。

- 気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」)が令和3年5月10日に公布され、同年11月1日に全面施行となりました。
- 流域治水関連法は、流域治水に係る9つの法律が一体的に改正され、ハード・ソフト一体で総合的かつ多層的に流域治水対策を進めるための法的枠組みとなっており、特定都市河川浸水被害対策法(以下「法」という。)は、その中核をなすものです。
- この度、平成30年7月豪雨等において大規模な浸水被害が発生した本川水系本川を、法第3条に基づき、中国地方では初となる特定都市河川の指定を行いますのでお知らせします。
- 特定都市河川の指定に伴い、法第30条に基づき、一定規模以上の開発等に伴う雨水浸透阻害行為に関しては、広島県知事の許可が必要になります。
- また、今後、法第7条に基づく流域水害対策協議会を組織し、河川管理者や下水道管理者、関係自治体等と共同して浸水被害の防止を図るための対策に関する計画(流域水害対策計画)を定め、浸水被害対策を総合的に推進して参ります。

「流域治水」の本格的実践に向けて 本川を特定都市河川に指定

流域治水とは

「流域治水」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

「流域治水」では、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じて、

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で総合的かつ多層的に進めていきます。



特定都市河川について（特定都市河川浸水被害対策法の適用）

本川流域では、平成30年7月豪雨や令和3年7月の豪雨により、大規模な浸水被害が発生しました。

そのため、水害に強いまちづくりを目指して、流域治水を本格的に実践するための新たな法的枠組みである「特定都市河川」への指定に向けた手続きを進めているところです。

特定都市河川に指定することにより、河川整備を加速するとともに、流出抑制対策等に係る新たな予算・税制措置等も活用して、実効性のある対策を講じていくことが可能となります。

ハード整備の
加速化

雨水流出の
増加を抑制

流域の貯留・
浸透機能の向上

水害リスクを
踏まえた
土地利用

水害に強いまちへ

■ 流域内の次のような行為について広島県知事の許可が必要になります ■

特定都市河川に指定されると、流域内の次の行為に対して、広島県知事の許可（貯留・浸透施設の整備）が必要になります。

新たな開発等により、雨水が地下に浸透せず、河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、流出する雨水量が増えるおそれのある一定規模以上の行為（雨水浸透阻害行為）に対して、その対策を義務付けるものです。



- 図に示すような行為面積が1,000m²以上の場合、許可（対策）が必要となります
- 田畑や原野を、**宅地や舗装、資材置き場等**にする場合や、造成済みの土地などでも、利用方法の変更により対象となることがあります。



本川流域の概要

- ・本川流域は、広島県沿岸部のほぼ中央に位置し、竹原市街地を貫流し瀬戸内海に注ぐ二級河川
- ・流域の平地部は既成市街地が広がっており、下流部左岸エリアには町並み保存地区



近年の浸水被害発生状況

- ・令和3年7月の豪雨により、河川や内水の氾濫により、床上浸水90戸、床下浸水166戸の甚大な浸水被害が発生
- ・平成30年7月豪雨においても、床上浸水172戸、床下浸水94戸の甚大な浸水被害が発生



本川の特定都市河川への指定

H30.7 平成30年7月豪雨により、床上浸水172戸、床下浸水94戸の甚大な浸水被害が発生

R3.7 令和3年7月の豪雨により、床上浸水90戸、床下浸水166戸の甚大な浸水被害が発生

R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行（流域治水の本格的な実践）

R4.3 「令和3年豪雨 改良復旧プロジェクト」策定・公表

R4.3 「流域治水プロジェクト」策定・公表

R4.4 浸水対策重点地域緊急事業に着手

R4.7.25（予定） 本川を特定都市河川として指定

本川流域では、平成30年7月豪雨及び令和3年7月の豪雨において、河川及び内水の氾濫により甚大な浸水被害が発生したことから、浸水被害軽減のための河川整備や内水対策を実施するとともに、特定都市河川に指定し、法的枠組みのもとで、雨水流出増加の抑制や流域の貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえた土地利用など、流域一体となって「流域治水」を本格的に実践し、早期に地域の安全性の向上を図ります。